

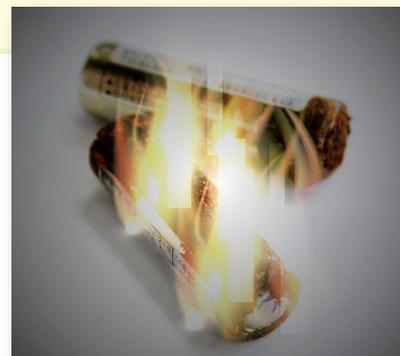
排出事業者の皆様へ

小型充電式電池（リチウムイオン電池などの二次電池）は 取扱いに注意をお願いします

誤った取扱いで火災等が発生し、大変危険です

小型充電式電池とは

小型・軽量でありながら、大容量の電気を蓄えられる充電式の電池です。
そのため、身の回りの様々な製品に使用されています。
事業所に限らず家庭でも多く使われており、ポケットの中に入れたスマートフォンに衝撃が加わり発火したという事例もあります。
リチウムイオン電池・ニカド電池・ニッケル水素電池・小型制御弁式鉛蓄電池があり、それぞれの電池にはリサイクルマークが表示されています。



小型充電式電池



リチウムイオン電池



ニカド電池



ニッケル水素電池



小型制御弁式
鉛蓄電池

小型充電式電池が使用されている主な製品

携帯電話・スマートフォン・モバイルバッテリー・パソコン・デジタルカメラ・携帯型ゲーム機



建設現場では、ファン付作業服、作業灯、パイロンなどが該当します。

廃棄物の処理過程で小型充電式電池による発火事故等が頻発しています

排出側が小型充電式電池使用製品であることを知らなかったり、使用製品から小型充電式電池を取り外せないなどで、発火の可能性があることを収集段階で廃棄物処理業者などに伝えずに処理を依頼してしまうことがあります。

こうしたことが原因で、廃棄物処理業者などが処理する過程で発火するなどの事故が発生しています。

主な事故事例と原因

	事故事例	原因
搬送中・搬入時	パッカー車（清掃車）への積み込み時や運搬時に発火し、路上で車両が炎上	不燃ごみの中に携帯電話が混入していたため
分別・破碎・選別・圧縮中	荷降ろし後、重機での選別時に発火し、施設に被害	リチウムイオン電池が混載されていたため
中間処理後の保管中	破碎後のストックヤードから出火	廃プラスチック類や金属スクラップに含まれていた電池等が時間の経過により発火したため

小型充電式電池の取扱いに注意をお願いします

排出事業者の方へ

処理を委託する産業廃棄物に、小型充電式電池や小型充電式電池使用製品を混入せず、分別しなければなりません。

小型充電式電池使用製品から小型充電式電池を取り出せない場合は、運搬時や中間処理業者に処分過程で取出しをしてもらうようにして委託してください。

電池が使用されているかどうかの判断
電源コードがなくても動く、加熱する、冷却する、光る

はい

電池内蔵

いいえ

電池不使用

収集運搬業者の方へ

小型充電式電池及び小型充電式電池使用製品を他の産業廃棄物と分別し、発火防止に必要な措置を講じて運搬してください。

例：絶縁措置を施す。金属容器に収納する。

中間処理業者の方へ

取り出した電池は種類ごと又は処分先ごとに分別してください。
分別後は、廃棄物処理法に基づく適正処理をしてください。

家庭から排出されたものは、区市町村の廃棄物担当課へお問合せください。

〈産業廃棄物に関すること〉

東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課
電話：03-5388-3586

〈小型充電式電池が燃えた場合の通報先〉

東京消防庁予防部調査課
電話：119 又は 03-3212-2111(内線 5025)

〈一般廃棄物に関すること〉

お住まいの各区市町村廃棄物担当課

〈小型充電式電池の処理に関すること〉

一般社団法人 JBRC
電話：03-6403-5673

平成 30 年度
登録第 124 号

